

## 平成20年度第2回東北農政局発注者綱紀保持委員会議事概要

日 時 平成20年11月7日（金） 16：40～

場 所 局長室

出席者 局長、企画調整室長、総務部長、消費・安全部長、食糧部長、  
生産経営流通部長、統計部長

### 概 要

- 1 平成20年度上半期における発注者綱紀保持対策の実施状況  
の報告及び今後の実施予定について説明 （別添資料・・・マニュアル本体は省略）
- 2 その他

平成20年度上半期における発注者綱紀保持対策の実施状況及び今後の実施予定について

(1) 上半期における発注者綱紀保持対策の実施状況

実施年月日	実施事項等
平成20年 5月13日 ～14日	本省において各部局等の研修、講習の企画立案担当者（地方農政局発注者綱紀保持担当者等）を対象に平成20年度第1回農林水産本省発注者綱紀保持研修を開催
平成20年 5月30日	平成20年度第1回東北農政局発注者綱紀保持委員会開催
平成20年 7月 8日	「農林水産省発注者綱紀保持マニュアルの改訂について（平成20年6月26日付け大臣官房経理課長通知）」（局内及び管内事業所等へ通知） （主な改訂内容は別紙のとおり）
平成20年 8月26日	局内及び管内事業所等における発注担当課長等及び発注担当職員等を対象に平成20年度東北農政局発注者綱紀保持研修を実施（106名参加）

(2) 今後の実施予定

実施年月日	実施事項等
平成20年11月 7日	平成20年度第2回東北農政局発注者綱紀保持委員会開催
平成20年11月11日 ～12日	本省において各部局等の研修、講習の企画立案担当者（地方農政局発注者綱紀保持担当者等）を対象に平成20年度第2回農林水産本省発注者綱紀保持研修を開催予定
平成21年 1月下旬	管内事業所等経理事務担当者会議において講習を実施予定

※ 平成20年10月までに不当な働きかけに関する相談及び不当な働きかけを受けたという報告はない。

別 紙

農林水産省発注者綱紀保持マニュアルの主な改訂内容

改 訂 内 容	マニュアル該当ページ
<p>1 訓令の運用に関するQ&amp;Aの充実</p> <p>平成19年8月のマニュアル作成以降に寄せられた質問等を元に、</p> <p>① 勤務時間の内外を問わない職員OBとの接触に関する事項、</p> <p>② 訓令に抵触すると思料される行為を発見した場合や不当な働きかけを受けた場合の報告に関する事項、</p> <p>③ 事業者等から入室制限を行っている場所への立入りや挨拶を受けた場合の対応方法</p> <p>などについてQ&amp;Aを充実。</p>	<p>P 2 3 ~ 2 5</p> <p>P 3 0 ~ 3 1</p> <p>P 3 2 ~ 3 3</p>
<p>2 発注事務の各段階における留意点等の追加</p>	<p>P 4 2 ~ 5 0</p>
<p>3 関係法令等の改正に伴う改正</p> <p>(1) 国家公務員法の改正に伴う内容の追加（不正な行為についての働きかけの規制等）。</p> <p>(2) 懲戒処分の指針について（平成12年3月31日付け職職ー68人事院事務務総長通知）の追加（入札談合等に関与する行為）。</p> <p>(3) 農林水産省公益通報に関するガイドライン（農林水産省職員からの通報）（平成18年4月1日付け大臣官房秘書課長知）の内容の追加（弁護士を配置した外部受付・相談窓口の設置等</p>	<p>P 5 2 ~ 5 4</p> <p>P 7 1</p> <p>P 8 8</p>